

改正後	現行
奈良県乳がん検診実施要領 (略) 8. 精度管理の一般的事項 （１）検診実施機関については、国の「<u>がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針</u>」の「事業評価のためのチェックリスト【検診実施機関用】」を満たしていることを基本とする。 (略) 10. 個人情報の保護 この検診により業務を担当したすべての関係者は、「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）」等の関係法令及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」（平成29年4月14日<u>通知、令和6年12月2日最終改正</u>）等に留意し、検査結果の取扱い等の秘密保持に努めなければならない。 (附則) この要領は平成5年6月より施行する。 (附則) <u>この要領は</u>平成10年4月1日より施行する。 (附則) <u>この要領は</u>平成14年4月1日より施行する。 (附則) <u>この要領は</u>平成16年4月1日より施行する。 (附則) <u>この要領は</u>平成17年4月1日より施行する。 (附則) <u>この要領は</u>平成18年4月1日より施行する。 (附則) <u>この要領は</u>平成19年4月1日より施行する。 (附則) <u>この要領は</u>平成20年4月1日より施行する。 (附則) <u>この要領は</u>平成22年4月1日より施行する。 (附則) <u>この要領は</u>平成23年4月1日より施行する。	奈良県乳がん検診実施要領 (略) 8. 精度管理の一般的事項 （１）検診実施機関については、国の「今後の我が国におけるがん検診事業評価の在り方について」（がん検診事業の評価に関する委員会報告書（平成20年3月）。以下「報告書」という。）の「事業評価のためのチェックリスト【検診実施機関用】」を満たしていることを基本とする。 (略) 10. 個人情報の保護 この検診により業務を担当したすべての関係者は、「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）」等の関係法令及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」（平成29年4月14日付け個情第534号・医政発0414第6号・薬生発0414第1号・老発0414第1号個人情報保護委員会事務局長、厚生労働省医政局長、厚生労働省医薬・生活衛生局長、厚生労働省老健局長通知）等に留意し、検査結果の取扱い等の秘密保持に努めなければならない。 (附則) この要領は平成5年6月より施行する。 (附則) この改正後の要領は、平成10年4月1日より施行する。 (附則) この改正後の要領は、平成14年4月1日より施行する。 (附則) この改正後の要領は、平成16年4月1日より施行する。 (附則) この改正後の要領は、平成17年4月1日より施行する。 (附則) この改正後の要領は、平成18年4月1日より施行する。 (附則) この改正後の要領は、平成19年4月1日より施行する。 (附則) この改正後の要領は、平成20年4月1日より施行する。 (附則) この改正後の要領は、平成22年4月1日より施行する。 (附則) この改正後の要領は、平成23年4月1日より施行する。

改正後	現行
(附則) <u>この要領は</u>平成２４年４月１日より施行する。 (附則) <u>この要領は</u>平成２８年４月１日より施行する。 (附則) <u>この要領は</u>平成３０年４月１日より施行する。 (附則) <u>この要領は</u>平成３１年４月１日より施行する。 (附則) <u>この要領は</u>令和３年１２月１０日より施行する。 (附則) <u>この要領は</u>令和４年４月１日より施行する。 <u>(附則)</u> <u>この要領は令和７年４月１日より施行する。</u>	(附則) この改正後の要領は、平成２４年４月１日より施行する。 (附則) この改正後の要領は、平成２８年４月１日より施行する。 (附則) この改正後の要領は、平成３０年４月１日より施行する。 (附則) この改正後の要領は、平成３１年４月１日より施行する。 (附則) この改正後の要領は、令和３年１２月１０日より施行する。 (附則) この改正後の要領は、令和４年４月１日より施行する。

改正後

様式7

様式7（3枚複写）
様式7-1
7-2 検査機関用
7-3 市町村用

乳がん精密検査票

受付番号 _____ 検診日： _____ 年 _____ 月 _____ 日 市町村名 _____

氏名（フリガナ）	生年月日	年	月	日生	歳
住 所	電話（ ） -				
医療機関名					

精密検査結果を下記にご記入の上、様式7-2及び3を一次検診医療機関へご返送ください。

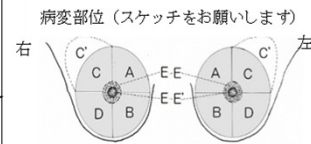
1. 検査項目（実施したすべての検査に☑してください）

- ☐マンモグラフィ ☐超音波 ☐穿刺吸引細胞診
- ☐針生検 ☐組織診 ☐その他（ ）

2. 精密検査結果

診断区分（該当項目に○をつけてください）

① 異常認めず ※1	② 乳がんであった者 （転移性を含まない）	（再掲）		③ 乳がん疑いまたは未確定 ※2	④ 乳がん以外の疾患 （転移性の乳がんを含む） ※3
		②-1 乳がんのうち早期がん	②-2 早期がんのうち非浸潤がん		
					病名 _____
診断日（診断区分を決定した日）		年 _____ 月 _____ 日			



- ※1 精密検査受診者のうち、乳房に病変がない悪性腫瘍（例：食道がん、肝臓がん）や②③④以外の者は①に分類してください。
- ※2 精密検査受診者のうち、乳がん疑いのある者、精密検査が継続中で検査結果が確定していない者は、診断区分③に分類してください。「3. その後の処置」が「治療済み」の場合は診断区分③に分類せず、最終診断の区分をお書きください。
- ※3 精密検査受診者のうち、乳房の転移性腫瘍、乳房の癌腫以外の腫瘍等、乳房に発生した腫瘍様病変（乳管拡張症等）、乳腺症等は④に分類してください。

3. その後の処置

- ☐なし（次回の乳がん検診を受けてください）
- ☐定期的に経過観察が必要 → （ ）ヶ月後予定
- ☐治療が必要 → 治療内容（ ）
- ☐治療済み → （ 年 _____ 月 _____ 日）治療内容（ ）
- ☐他院に紹介 → 紹介先医療機関（ ）

4. 精検に伴う偶発症の有無

- ☐無
- ☐有 内容（ ）
- 重症度（ 軽度 ・ 中等度 ・ 重症 ）

5. 備考

精密検査受診日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

精密検査実施医療機関名 _____

医師名 _____

現行

様式7

様式7（3枚複写）
様式7-1
7-2 検査機関用
7-3 市町村用

乳がん精密検査票

受付番号 _____ 検診日： _____ 年 _____ 月 _____ 日 市町村名 _____

氏名（フリガナ）	生年月日	年	月	日生	歳
住 所	電話（ ） -				
医療機関名					

精密検査結果を下記にご記入の上、様式7-2及び3を一次検診医療機関へご返送ください。

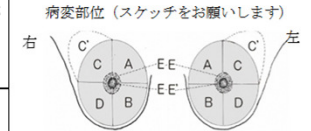
1. 検査項目（実施したすべての検査に☑してください）

- ☐マンモグラフィ ☐超音波 ☐穿刺吸引細胞診
- ☐針生検 ☐組織診 ☐その他（ ）

2. 精密検査結果

診断区分（該当項目に○をつけてください）

① 異常認めず ※1	② 乳がんであった者 （転移性を含まない）	（再掲）		③ 乳がん疑いまたは未確定 ※2	④ 乳がん以外の疾患 （転移性の乳がんを含む） ※3
		②-1 乳がんのうち早期がん	②-2 早期がんのうち非浸潤がん		
					病名 _____
診断日（診断区分を決定した日）		年 _____ 月 _____ 日			



- ※1 精密検査受診者のうち、乳房に病変がない悪性腫瘍（例：食道がん、肝臓がん）や②③④以外の者は①に分類してください。
- ※2 精密検査受診者のうち、乳がん疑いのある者、精密検査が継続中で検査結果が確定していない者は、診断区分③に分類してください。「3. その後の処置」が「治療済み」の場合は診断区分③に分類せず、最終診断の区分をお書きください。
- ※3 精密検査受診者のうち、乳房の転移性腫瘍、乳房の癌腫以外の腫瘍等、乳房に発生した腫瘍様病変（乳管拡張症等）、乳腺症等は④に分類してください。

3. その後の処置

- ☐なし（次回の乳がん検診を受けてください）
- ☐定期的に経過観察が必要 → （ ）ヶ月後予定
- ☐治療が必要 → 治療内容（ ）
- ☐治療済み → （ 年 _____ 月 _____ 日）治療内容（ ）
- ☐他院に紹介 → 紹介先医療機関（ ）

4. 精検に伴う偶発症の有無

- ☐無
- ☐有 内容（ ）
- 重症度（ 軽度 ・ 中等度 ・ 重症 ）

5. 備考

精密検査受診日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

精密検査実施医療機関名 _____

医師名 _____

地方公共団体への精密検査の結果の情報提供は、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」（平成29年4月14日付け個情第534号・医政発0414第6号・薬生発0414第1号・老発0414第1号個人情報保護委員会事務局長、厚生労働省医政局長、厚生労働省医薬・生活衛生局長、厚生労働省老健局長通知）において、本人の同意を得る必要はないとされています